

# 子ども・子育て会議について

## 国

有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置。（平成25年4月）

## 市町村

子ども・子育て支援法第77条第1項により、地方版子ども・子育て会議を設置

## 地方版子ども・子育て会議の役割

- 子ども・子育て支援法に基づく給付の対象となる飯山市内の教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員の設定に関し、意見を述べること
- 市町村子ども・子育て支援事業計画(※)の策定・変更に関し、意見を述べること
- 市町村の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項や施策の実施状況を調査審議すること

### ※【市町村子ども・子育て支援事業計画】

5年間の計画期間における幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援についての需給計画。